

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修について

概要

平成31年4月1日からサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の告示が改正されたことに伴い、サービス管理責任者等の**5年度毎の更新制度が導入**されました。

更新期間内に更新研修を受講しないと、資格が失効します。再度、サービス管理責任者等として従事するためには、実践研修を受講することが必要です。（基礎研修の受講は不要）

経過措置

平成30年度までの研修修了者は、**令和5年度まではサービス管理責任者等としてみなされます。**令和6年度以降もサービス管理責任者等として従事するためには、更新研修の受講が必要です。

カリキュラム

標準カリキュラム 内容	時間
1 障害福祉の動向に関する講義	1時間
2 サービス提供の自己検証に関する演習	5時間
3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義・演習	7時間

※令和5年度までの間はサービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義・演習を省略することが可能。

更新研修の受講対象年度の設定について

平成30年度までにサービス管理責任者等研修を修了した者は多数いるため、申込が殺到することが予測されます。

そのため、群馬県ではサービス管理責任者等研修の修了年度別に**更新研修受講対象年度を設定**します。（複数分野の修了証を所有している場合は、修了年月日の古いものを提出してください）

令和3年度については新型コロナウイルス感染症の影響により、**受講対象年度の修了者のみ**申込を受け付けます。

法人内で計画的な受講をお願いいたします。

更新研修実施年度	受講対象者：サービス管理責任者等研修修了年度別
令和元年度更新研修	平成18～21年度の研修修了者
令和2年度更新研修	中止
令和3年度更新研修	平成22～26年度 の研修修了者
令和4年度更新研修	平成27～30年度 の研修修了者
令和5年度更新研修	令和4年度までに受講できなかった者

更新期間の考え方について(実践研修修了者)

- 実践研修修了年度を起算点とし、その翌年度から5年度毎に1回、更新研修を受講することが必要となる。
- 更新研修の受講には、(1)又は(2)の**実務要件を満たすことが必要**。
 - (1) 現にサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事。
 - (2) 過去5年間のうち2年間以上、サービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事。

～受講イメージ図～



更新期間の考え方について(平成30年度までの研修修了者)

- 平成30年度までの研修修了者は、**令和5年度までの経過措置**として、サービス管理責任者等として「みなす」ことになっている。
- 更新研修を受講することによって、新カリキュラムの修了者としてみなされる。そのため、**最初に更新研修を修了した年度が更新の起算点**となる。
- 平成30年度までの研修修了者が**初めて更新研修を受ける場合、実務要件は不問**。

～受講イメージ図～



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修 Q&A

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を便宜上「サビ管等」と記載

項目	質問	回答
1	平成30年度までに旧カリキュラムの研修を修了している場合は、いつまでに更新研修を受講する必要があるのか。	平成30年度までの研修修了者は、 一律で令和5年度末まで に更新研修を修了することとなっています。
2	更新研修を受講できなかった場合は、基礎研修から受講することになるのか。	更新研修を更新期間内に修了できなかった場合は、 実践研修から受講 することで再度サビ管等の資格が有効になります。
3	受講対象年度以外の年度では受講できないのか。	受講対象年度は受講者が特定の年度に集中しないように、設定しているものです。 令和3年度については新型コロナウイルス感染症の影響で開催規模に制限があるため、受講対象年度の方のみ申込を受け付けます。